

# 指定災害の被害者に対する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について

平成29年4月  
(平成30年7月改訂)  
国 税 庁

平成29年度の税制改正におきまして、「租税特別措置法」の一部が改正され、平成28年4月1日以後に発生した指定災害により被害を受けた方が、災害特別貸付制度による融資を受ける場合に作成する消費貸借契約書については、印紙税が非課税とされる措置が設けられました。

このうち、地方公共団体及び預託貸付金融機関（以下「地方公共団体等」といいます。）に関する内容について、以下のとおりまとめましたので、参考にしてください。

## 1. 非課税とされる消費貸借契約書の範囲

地方公共団体等が指定災害の被害者を対象として、新たに設けた特別貸付制度又は特別貸付預託制度の下で行う金銭の貸付け（以下「災害特別貸付け」といいます。）に際して作成される「**消費貸借に関する契約書**」（以下「消費貸借契約書」といいます。）で、**指定災害が発生した日から同日以後5年を経過する日までの間**に作成されるものは、印紙税が非課税とされました。

消費貸借契約書に該当するものであれば、その文書の名称を問わず、また、災害特別貸付けの当初に作成される契約書のほか、当初契約の返済方法等を変更する変更契約書や補充契約書についても非課税となります。

（注）次のような契約書等は非課税になりません。

- 1 指定災害の発生の日以前に締結された消費貸借契約について、当該指定災害に起因して返済期限等の変更を約するために、同日以後作成する契約書
- 2 災害特別貸付けに伴って作成される文書であるが、消費貸借契約書に該当しないもの（例えば、手形貸付けの場合に差し入れる約束手形、保証人が作成する保証書等）

※ 「特別貸付制度」とは、他の貸付制度に比べ、貸付条件（「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保（保証人の保証を含む。）の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれか）が有利な貸付制度をいいます。

※ 「消費貸借に関する契約書」とは、印紙税法別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる「消費貸借に関する契約書」をいいます。

※ 「指定災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、同条第2項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第12条に規定する措置が指定されたものをいいます。

## 2. 非課税とされる消費貸借契約書の要件

非課税とされる消費貸借契約書は、次の(1)～(4)の要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書です。

(1) 指定災害が発生した日から同日以後5年を経過する日までの間に作成されるものであること

(2) 特別貸付けを受ける者が指定災害により被害を受けた者であること

(注)「被害を受けた者」には、取引先が指定災害で被災したことにより、売上の減少又は売掛債権の固定化等で被害を受けた、いわゆる「間接被害者」を含みます。

(3) 貸付けを行う者が、次のいずれかに該当すること

イ 地方公共団体    □ 株式会社日本政策金融公庫    ハ 沖縄振興開発金融公庫

ニ 独立行政法人住宅金融支援機構    ホ 独立行政法人中小企業基盤整備機構

ヘ 独立行政法人福祉医療機構    ト 日本私立学校振興・共済事業団

チ 預託貸付金融機関

⇒ 地方公共団体から金銭の預託を受け、当該地方公共団体の定めるところにより指定災害の被害者に金銭の貸付けを行う金融機関をいいます。

リ 支援事業者

⇒ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ニに規定する中小企業者を支援する事業を行う者をいいます。

ヌ 転貸者

⇒ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「沖縄振興開発金融公庫等」といいます。）から金銭の貸付け（株式会社商工組合中央金庫にあつては危機対応業務として行う特定資金の貸付けに限ります。）を受け、当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより指定災害の被害者に転貸の方法により金銭の貸付けを行う者をいいます。

ル 指定金融機関

⇒ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定による指定を受けた金融機関（当該指定を受けたとみなされた金融機関を含みます。）をいいます。

ロ 融資機関

⇒ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条第2項第1号、農業近代化資金融通法第2条第2項、漁業近代化資金融通法第2条第2項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第8条第1項に規定する融資機関をいいます。

(4) 地方公共団体等が行っている他の金銭の貸付制度の条件に比べて「特別に有利な条件」で行う金銭の貸付けであること

地方公共団体等が行う災害特別貸付けが、他の貸付制度（他の災害特別貸付けを除きます。）に比べて「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の用途」、「担保（保証人の保証を含む。）の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれかが有利であるもの。

(1) 貸付条件が有利であるといえる例

	貸付条件	例
①	利率	1.7% ⇒ 1.3%
②	据置期間	2年 ⇒ 3年
③	貸付限度額	5,000万円 ⇒ 1億円
④	償還期間	5年 ⇒ 10年
⑤	貸付金の返済方法	1年間月々分割返済 ⇒ 1年後一括返済
⑥	貸付金の使途	運転資金のみ ⇒ 運転資金及び設備資金
⑦	担保の提供	担保提供必要 ⇒ 担保提供不要
⑧	借換えの可否	借換え不可 ⇒ 借換え可能
⑨	保証料率	1.5% ⇒ 0.5%

(注) 借入人に対する利子補助や保証料補助は「貸付条件」ではありませんので、利子補助率(額)や保証料補助率(額)が有利であるかどうかは、非課税の対象となる特別貸付に該当するかどうかの判定要素となりません。

(2) 具体的な判定方法

新たに設けられた貸付制度と既存の貸付制度を個々に比較して、「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれかが有利である場合は、非課税措置の対象となります。

【設例①】

新たな貸付制度の貸付条件(保証料率)が既存の貸付制度と比較して最も有利な場合

		利率	判定	据置期間	判定	貸付限度額	判定	保証料率	判定
既存の 貸付制度	A	1.4%	×	1年	×	8,000万円	×	1.0%	○
	B	1.8%	○	2年	×	5,000万円	○	1.0%	○
	C	1.6%	×	1年	×	8,000万円	×	0.7%	○
新たな 貸付制度	D	1.6%		1年		8,000万円		0.5%	

※ A、B、C、Dの貸付制度の「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」の各条件は同一であるものとする。

〈判定結果〉

新たな貸付制度Dと既存の貸付制度A、B、Cを個々に比較した場合、新たな貸付制度Dは、保証料率が最も有利となっているため、非課税措置の対象となります。

## 【設例②】

新たな貸付制度の貸付条件のうち、少なくとも1つが既存の貸付制度より有利な場合

		利率	判定	据置期間	判定	貸付限度額	判定	保証料率	判定
既存の貸付制度	A	1.4%	×	1年	○	8,000万円	×	0.7%	×
	B	1.8%	○	3年	×	5,000万円	○	0.7%	×
	C	1.6%	×	2年	×	8,000万円	×	1.0%	○
新たな貸付制度	D	1.6%		2年		8,000万円		0.7%	

※ A、B、C、Dの貸付制度の「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」の各条件は同一であるものとする。

### 〈考え方〉

- ・ 新たな貸付制度Dと既存の貸付制度Aを比較した場合、据置期間が有利。
- ・ 新たな貸付制度Dと既存の貸付制度Bを比較した場合、利率、貸付限度額が有利。
- ・ 新たな貸付制度Dと既存の貸付制度Cを比較した場合、保証料率が有利。

### 〈判定結果〉

新たな貸付制度Dと既存の貸付制度A、B、Cを個々に比較した場合、新たな貸付制度Dは、「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のうちのいずれかが有利となっているため、非課税措置の対象となります。

## 【設例③】

新たな貸付制度の貸付条件のいずれも、既存の貸付制度より有利となっていない場合

		利率	判定	据置期間	判定	貸付限度額	判定	保証料率	判定
既存の貸付制度	A	1.4%	×	1年	○	8,000万円	×	0.7%	×
	B	1.8%	○	3年	×	5,000万円	○	0.7%	×
	C	1.6%	×	2年	×	8,000万円	×	0.6%	×
新たな貸付制度	D	1.6%		2年		8,000万円		0.7%	

※ A、B、C、Dの貸付制度の「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」の各条件は同一であるものとする。

### 〈判定結果〉

新たな貸付制度Dと既存の貸付制度A、B、Cを個々に比較した場合、新たな貸付制度Dは既存の貸付制度Cと比較して、「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれも有利となっていないため、非課税措置の対象となりません。

地方公共団体等が設ける特別貸付制度が非課税措置の対象となるかどうかの判定に当たっては、6ページ「地方公共団体等が設ける特別貸付制度が非課税措置の対象となるかどうかのチェックポイント」も併せてご覧ください。

当該非課税措置の概要については、パンフレット「自然災害等により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について」をご参照ください。

### 3. 既に印紙税が納付されたものに対する還付措置

---

非課税とされる消費貸借契約書について、印紙税を納付した場合には、納付された印紙税額に相当する金額は過誤納とみなされ、還付を受けることができます。

還付を受ける場合には、災害特別貸付けに係る消費貸借契約書の作成者（差入方式のものであれば借入者）が「**印紙税過誤納確認申請書**」を作成し（記載例を参照してください。）、作成者の住所地の所轄税務署長に提出する必要があります。

この際、過誤納の事実の確認を受けるために当該消費貸借契約書の原本を所轄税務署長に提示しなければなりません。差入方式のものなど、原本を地方公共団体等が保管している場合には、顧客とご相談いただき、これらの手続を地方公共団体等が作成者（借入者）の委任を受けて行うなど、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、この場合、「印紙税過誤納確認申請書」は、借入者ごとにその借入者を申請者として作成しなければなりません。申請書の提出については、借入者の住所のいかんを問わず、原本を保管している地方公共団体等（預託貸付金融機関の店舗を含みます。）の所在地の所轄税務署でまとめて行っていただいで差し支えありません。

（注） 預託貸付金融機関が設置している印紙税納付計器により印紙税が納付されている場合の過誤納確認申請は、その金融機関を申請者として、印紙税納付計器の設置場所の所轄税務署で行うことになります。

### 4. その他

---

災害特別貸付けに係る消費貸借契約書の様式が、災害特別貸付け以外の貸付けの際に作成するものと同一であるなど、一見して非課税となる消費貸借契約書であることが判別できないような場合は、印紙税の非課税対象文書であることが分かるよう、非課税となる消費貸借契約書に、例えば、ゴム印等で「**災害特別貸付け**」等と表示するなどしてくださるようお願いいたします。

## 地方公共団体等が設ける特別貸付制度が非課税措置の対象となるかどうかのチェックポイント

### 1 地方公共団体が被害者に直接貸付けを行う場合

災害の被害者に対する特別貸付制度（他の貸付制度の貸付条件に比べて有利な貸付条件の貸付制度をいいます。）を、指定災害が発生した日の前日に有していたかどうか。

- 災害の被害者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、指定災害の被害者向けに新設した特別貸付制度は、非課税措置の対象となる貸付制度に該当します。
- 災害の被害者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害の被害者向けに、指定災害が発生した日の前日に有していた特別貸付制度よりも有利な貸付条件で設けた特別貸付制度は、非課税措置の対象となる貸付制度に該当します。
- 災害の被災者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害が発生した日の前日に有していた特別貸付制度の下では貸付けを受けられなかった指定災害の被害者のために、当該特別貸付制度と同等の条件で設けた特別貸付制度は、非課税措置の対象となる貸付制度に該当します。

地方公共団体が指定災害の被害者向けに設けた貸付制度の貸付条件が、他の貸付制度の貸付条件に比べて有利なものとなっているかどうか。

- 他の貸付制度の貸付条件に比べて有利な貸付条件の貸付制度（特別貸付制度）であるかどうかは、「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保（保証人の保証を含む。）の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれかが有利となっているかどうかで判断します。

### 2 預託貸付金融機関が被害者に貸付けを行う場合

上記1に加え、以下の点にも注意してください。

地方公共団体から金銭の預託を受けて、地方公共団体が指定災害の被害者向けに設けた特別貸付制度の下で金銭の貸付けを行う金融機関であるかどうか。

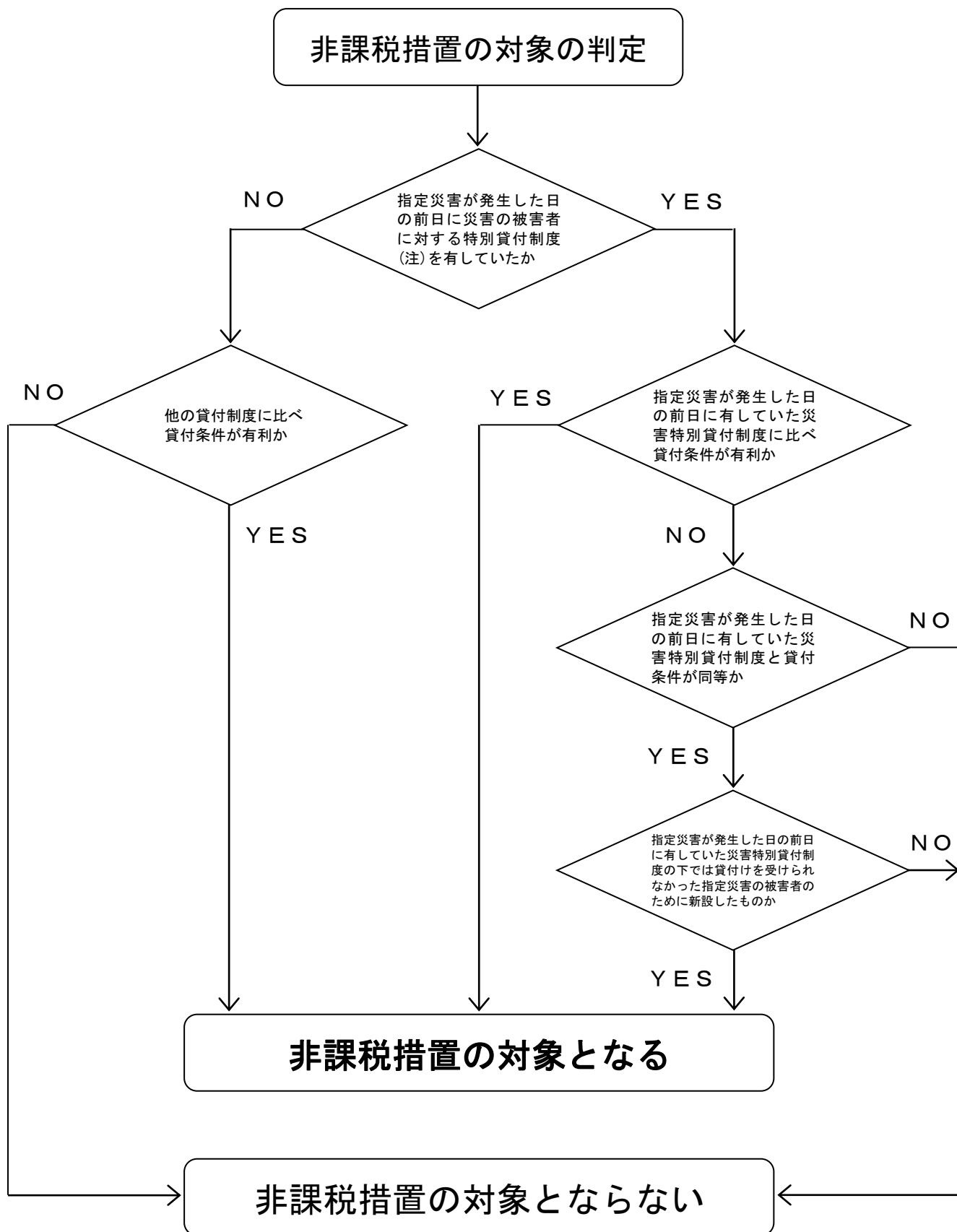
- 「金銭の預託を受けて」とは、次のような場合が該当します。
  - ・ 特別貸付制度の実施前に地方公共団体から金銭の預託を受ける場合。
  - ・ 特別貸付制度の貸出実績に応じて、後日、地方公共団体から金銭の預託を受けることとしている場合。
  - ・ 地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者（例えば保証協会）から金銭の預託を受ける場合。
- 既に地方公共団体から他の貸付制度に係る金銭の預託を受けている金融機関の場合であっても、新たに指定災害の被害者向けの特別貸付制度に係る金銭の預託を受けなければ、「預託貸付金融機関」に該当しません。

なお、前年の貸出実績等に基づき、他の貸付制度用に預託された金銭を、指定災害の被害者向けの特別貸付制度用に振り替えた場合には、「預託貸付金融機関」に含まれます。

### 3 非課税措置の対象となるか判断するために必要な資料

- 地方公共団体が設けている貸付制度（貸付条件）が一覧になっているもの  
※ 指定災害が発生した日の前日時点のものと新たな特別貸付制度を設けた時点のもの  
例：融資制度一覧表など
- 地方公共団体が指定災害の被害者のために新たに設けた貸付制度の概要がわかるもの  
例：借入者向けの案内文、融資制度要綱など
- 地方公共団体が金融機関に対し金銭を預託していることがわかるもの  
例：預託制度要綱、預託契約書など

# 《非課税措置の対象となるかどうかの判定フロー》



(注) 特別貸付制度とは、他の貸付制度に比べ、貸付条件（「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保（保証人の保証を含む。）の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」のいずれか）が有利な貸付制度をいいます。

# 【記載例】印紙税過誤納確認申請書

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

個人番号等に関しては、9ページをご覧ください。

その契約書の実際の名称を記載してください。

## 印紙税過誤納 確認申請書

### 充当請求書

GL2016

提出用

整理番号 : : : : : : : : : :

平成 : : 年 : : 月 : : 日

申請者 住所 (〒000-0000) 〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3 電話 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 局番

氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) 国税商事 株式会社 代表取締役 国税太郎

個人番号又は法人番号 : : : : : : : : : : (フリガナ) 同上代理人 : : : : : :

下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。  
 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

区分 (注1)	物件名	名称	納付税額(注2)	過誤納額	過誤納となった理由 (その他は裏面参照)
号別	納付年月日	数量	過誤納税額		
①	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<input type="checkbox"/> 書損等 <input checked="" type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 (指定災害に係る非課税措置)
②			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
③			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
合計(数量及び過誤納税額)			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	左記充当請求金額は、平成 年 月 日付の印紙税納付押印なつ請求書(印紙税納付計器使用請求書)に記載した印紙税相当額に充当してください。
充当請求金額			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	
還付金額			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : : : : : :</span> 円	

OCR入力用(この用紙を機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。)

証書類	金銭借用証書 1通	参考事項	
-----	-----------	------	--

※ 上記の過誤納の事実のとおり平成 年 月 日確認し(充当請求金額については同日請求のとおり充当)しました。  
 なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

第 : : : : 号

平成 : : 年 : : 月 : : 日

還付を受けようとする金融機関

1. 銀行等の資金口座に振込みを希望する場合

銀行  
 信用金庫  
 信用協同組合  
 農協  
 漁協  
 漁業協同組合  
 漁業協同組合連合会  
 漁業協同組合連合会  
 漁業協同組合連合会

普通 預

口座番号 1234567

2. ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号 -

3. 郵便局等の窓口受取りを希望する場合

CC2-3721

請求年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: : : :</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: :</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: :</span> 日	順号	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">: :</span>
通信日付印	平成 年 月 日	確認印	
番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他
<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済		

**【注意】**

- 「区分」欄には、印紙を貼り付けた文書、税印を押印した文書又は印紙税納付計器により印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押した文書に係る印紙税の過誤納については「1」、印紙税納付押印なつ請求又は印紙税納付計器使用請求に際して納付した印紙税の過誤納については「2」と記載してください。
- 「納付税額」欄には、区分欄に「2」と記載した場合のみ記載してください。
- 「※」欄及び「税務署整理欄」は、記載しないでください。

過誤納となった理由として、「指定災害に係る非課税措置」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額又は押なつた納付印の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る(受任者)の口座情報を記載してください。



# 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

## 申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります

- 税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

### 例1 マイナンバーカード



※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

### 例2 通知カード



＋ 身元確認書類

## 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳細やお問合せ

### 【社会保障・税番号（マイナンバー）制度の最新情報やお問合せ】

- ・ 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ  
[www.cao.go.jp/bangoseido/](http://www.cao.go.jp/bangoseido/)

（マイナンバー）

- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178



### 【国税に関するマイナンバー制の最新情報】

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

[www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)

国税庁 マイナンバー

検索